

船舶事故調査報告書

平成25年1月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年11月29日 09時25分ごろ
発生場所	北海道雄武町音稲府岬北北東方沖 音稲府岬灯台から真方位023°5海里（M）付近 （概位 北緯44°42.0′ 東経142°58.6′）
事故調査の経過	平成24年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八錦栄丸、13トン HK2-20900（漁船登録番号）、個人所有 14.91m（Lr）×3.83m×1.47m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和62年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年3月23日 免許証交付日 平成20年1月28日 （平成25年4月21日まで有効） 甲板員 男性 20歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、機関士及び甲板員が乗り組み、音稲府岬北北東方沖の水深約50mの漁場において、船首を北方に向けて底建網の撤去作業中、海底に設置された同網の固定錨（重量約120kg）にロープで結合された直径約36cmのFRP製浮き玉を前部甲板右舷側の舷側ローラーを介して甲板上に揚収した。 本船は、南方に圧流され、ロープが緊張し始めたので、ロープを緩めるために船長が船体を前方に移動させる間、機関士が、ブルワークに固定した長さ約1.5mのたれ網（ストッパーロープ）を浮き玉とロープの接続部に巻き付けて浮き玉を甲板上に保持していたが、緊張の度合いが大きくなってたれ網を保持できなくなり、平成23年11月29日09時25分ごろ、音稲府岬灯台から真方位023°5M付近において、たれ網から外れた浮き玉が弾け飛び、機関士の船首側甲

	<p>板上に待機していた甲板員の頭部に当たった。</p> <p>本船は、直ちに帰港し、甲板員は、病院に搬送され、脳挫傷、頭蓋底開放骨折等と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮流 南流</p>
その他の事項	<p>甲板員は、平成23年8月、初めて漁船に乗船した。</p> <p>甲板員は、ヘルメットを着用していなかった。</p> <p>底建網の設置期間は、10月～12月中旬であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、音稲府岬北北東方沖で底建網の撤去作業中、同網の固定錨にロープで結合されたFRP製浮き玉を甲板上に揚収し、機関士がたれ綱で保持していたところ、船体が圧流され、ロープが緊張して保持できなくなり、甲板員が機関士の船首側に待機していたことから、たれ綱から外れた浮き玉が船首側に弾け飛んで甲板員の頭部に当たり、甲板員が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、音稲府岬北北東方沖で底建網の撤去作業中、同網の固定錨にロープで結合されたFRP製浮き玉を甲板上に揚収し、機関士がたれ綱で保持していたところ、ロープが緊張して保持できなくなり、甲板員が機関士の船首側に待機していたため、たれ綱から外れた浮き玉が船首側に弾け飛んで甲板員の頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底建網の撤去作業を行う際は、ヘルメットを着用すること。 ・緊張しているロープにはできる限り近寄らないこと。